

レンタルガイド

車両を修理、メンテナンス期間中に代車としてご利用いただく場合もキャルレンタルガイドの契約が適用されます

大型補償制度について

当社車両には下記の金額を限度として、保険その他の制度による補償がついています。ただし補償制度の上限を超えたもの、免責金額が保険約款の免責事項に該当する事故、貸渡約款に違反する事故および警察の事故証明が取得できない場合の損害は、全てお客様のご負担となります。

補償内容		補償額	自己負担額
対人補償	1名限度額	無制限 (自動車損害賠償責任保険を含む)	なし
対物補償	1事故限度額	無制限	50,000円
車両補償	1事故限度額	時価額	50,000円
人身傷害補償	1名限度額	死亡:3,000万円 後遺障害:3,000万円	なし

保険で補償されない免責金額は自己負担いただきます。

自己負担額補償制度

この制度に加入されますと、万一事故の際にお客様の負担となる対物と車両の自己負担額が免除されます。

- ※お申込みは出発時に限らせていただきます。
- ※15日以上1か月以内の貸渡契約については15日分の加入料とし、補償は貸渡期間中とします。
- ※この制度は保険ではありません。
- ※シートベルトの着用を条件とします。

加入料
1100円
24時間まで

対物補償
車両補償
自己負担額 **0円**

ノンオペレーションチャージ NOC

万一車両の利用中に当社の責任によらない事故、盗難、故障、汚損、車内整備の損害、シートの焦げ跡などが発生し、車両の修理・清掃が必要になった場合、その期間中の営業補償の一部として下記金額を申し受けます。

自走して予定の店舗に帰着された場合	20,000円
自走不可能な場合	50,000円

※自走不可能な場合のレッカー代もお客様の負担になります。

駐車違反の場合

違法駐車は短時間でも取締りの対象となります。レンタカー貸渡約款の規定により、駐車違反の取締りを受けた運転者の方には、下記の対応をお願いいたします。

〔放置車両確認標章が取り付けられていた場合〕

- ① 管轄の警察署に行き、手続きをすませてください
- ② 指定の金融機関で反則金を納付し、ご帰着ください
- ③ ご帰着時に、「交通反則告知書」および領収日付のある「納付書・領収証書等」の書類を確認させていただきます

確認ができない場合 **25,000円** (普通車の場合) 駐車違反違約金をお支払いいただきます

※後日反則金を納付し、「交通違反告知書」及び「納付書・領収証書等」をご提示くだされば、違約金を返金いたします。

※反則金納付の確認が取れない場合及び違約金のお支払いをいただけない場合は、CALレンタカーのシステムに登録されますのでお客様への今後のレンタカー利用をお断りする場合がございます。

ご予約のキャンセルについて

事前のご連絡又は予約時間を1時間以上過ぎててもご連絡のない場合には「予約キャンセル」とし、予約キャンセル料を申し受けます。

前日	当日	限度額
基本料金の30%	基本料金の50%	4,300円

予約のキャンセル・変更を行う場合はご予約した店舗への電話連絡をお願いします。

中途解約について

返却前にご出発店舗にご連絡いただき、承認を得てください。

未利用期間の基本料金はご返金いたしますが、別途中途解約手数料を申し受けます。12時間以内のコースの場合は、返金いたしかねます。

$$\text{中途解約手数料} = \left(\begin{array}{l} \text{貸渡契約期間に対応} \\ \text{する基本料金} \end{array} - \begin{array}{l} \text{貸渡から返還までの期間} \\ \text{に対応する基本料金} \end{array} \right) \times 50\% \quad (\text{限度額}4,300\text{円})$$

超過料金について

ご予約の変更や返却時間を超過する場合は、事前に店舗まで連絡を入れてください。その場合は、料金表に定める超過料金が必要になります。

クルマの故障やトラブルの場合

ご利用中の車両の故障や不具合が生じた場合は、直ちに運行を中止し、店舗に連絡してください。

無理に使用したことによって発生した費用は全てお客様のご負担となります。

ロードサービスが必要な場合

パンク、カギの閉じ込み、バッテリーあがり、ガス欠などにより自力走行できなくなった場合、現場での緊急対応を24時間無料で受けられます。

万一事故が起こった場合

事故が発生した時点で貸渡契約終了となります。あわてず以下の順序で対応してください

① 負傷者の救護

負傷者の救護を最優先で行ってください。(救急車の手配等)

事故の続発を防ぐため、安全な場所へ車を移動するなど安全確保を行ってください。

② 警察への通報

その場から警察(110番)へ連絡してください。事故証明書の入手が必要となります。

※安易にその場で示談(約束)を行ってしまうと、保険の金額が支払われない場合があります。

③ 相手の確認

相手の確認をして事故状況メモに従い、ご記入ください。

④ 店舗への連絡

出発店舗へ事故報告を行い、指示を受けてください。店舗営業時間外の場合は、レンタルガイドに記載の保険会社の事故受付センターに連絡して指示を受けてください。

これを怠りますと、保険補償制度の適用が受けられません。

キズはヘコミの大小、相手の有無に関わらず、事故扱いとなります。



お車に詳しいレンタルガイドが載っています

